

説をなすべし

尚ほ演壇は堅固なる材料を以て設備すること

三 参考者及集款

(1) 辯士は豫め其の住所 職業 氏名 年齢 寺の

届出を多し届出以外の者に演説を為さしむべし

ること

(2) 労働組合員以外の者を絶体ニ是多加せしむべし

こと

(3) 酒氣を帯び又は異称の服装を為せる者や

入場せしむる如せしむべし 尚 会場内に

酒類を使用せしむべし

(4) 会場に是れ集款の途中及散会の際は三五伍之集

款し尚 其の途中に於て歌を唱へ其の他手風 運 働 的 行 動に出づるは勿論 旗幟は一切之を卷きて携帶すべし

(5) 集款所解散地 其の他行の途中に於ては 宣傳の

ための款を撒布せしむること

(6) 各り合唱する等 他款は豫め 打合せしむべし (大 呼 唱)

三年度承認のしるし(シ)の外 歌はせしむること

(7) 各り 勸 演 講 する 旨 言 決 議 は 豫 め 内 閣 を 受 け ず

行の中途 演説を多し其の他 喧 嘩 に 誘 引 する 行 為 あり

しむべし

(8) 何人と雖も 途中 行の間に 是れ加することを許さざること

(9) 行の出来 笑 前 是れ多加者に 對 して 豫め 途 止 並 解散